

## ○茅野市水道事業給水条例施行規程

平成10年3月30日

水道部告示第2号

改正 平成10年12月16日水道部告示第13号

平成12年3月29日水道部告示第4号

平成14年12月24日水道部告示第1号

平成15年2月28日水道部告示第1号

平成25年3月29日公企告示第2号

平成29年3月30日公企告示第5号

令和元年9月27日公企告示第4号

茅野市水道事業給水条例施行規程(昭和43年茅野市水道部告示第1号)の全部を改正し、平成10年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、茅野市水道事業給水条例(平成10年茅野市条例第17号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(給水装置)

第2条 条例第3条の給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条各号に規定する基準に適合しているものでなければならない。

2 給水管の私有地内での埋設については、80センチメートル以上の深さとする。ただし、条例第12条第3項に規定する蓼科白樺湖区域の給水区域にあつては100センチメートル以上の深さとしなければならない。

3 条例第4条第1項第3号に規定する連合専用給水装置に関し必要な事項は、水道事業管理者(以下「管理者」という。)が別に定める。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第4条第2項第2号に規定する受水槽を設置しなければならない。

(1) 給水制限時又は断水時に給水の持続を必要とするとき。

(2) 前号のほか、直結式給水に適合しない箇所に給水するとき。

(私設消火栓の封かん)

第3条 条例第4条第1項第4号に規定する私設消火栓は、封かんをしなければならない。封かんは、管理者が行う。ただし、メーターの設置があるものは、この限りでない。

(工事の申込み)

第4条 条例第5条第1項に規定する給水装置工事の申込みをしようとする者は、給水装置工事申込書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 給水装置工事協議書(様式第2号)

(2) 給水装置工事使用材料明細書(様式第3号)

(3) 給水装置工事位置図及び詳細図(様式第4号)

(4) 給水装置工事平面図及び立面図(様式第5号)

(5) 条例第13条の規定により代理人を置かなければならないとき、給水装置所有者代理人(変更)届(様式第6号)

(6) 条例第14条の規定により管理人を選定しなければならないとき、給水装置管理人(変更)届(様式第7号)

(7) その他管理者が必要と認めた書類及び図面

3 第1項に規定する申込みは、当該給水装置が次の各号のいずれかに該当するときは、申し込むことができない。

(1) 水道を農業用に使用しようとするとき。

(2) 水道の使用開始予定日が申込日から1年を超えるとき。ただし、茅野市生活環境保全条例(昭和48年茅野市条例第20号)第25条の規定による許可を受けた宅地造成地を除く。

(工事設計図)

第5条 前条第2項第2号及び第4号に規定する給水装置工事使用材料明細書及び給水装置工事平面図及び立面図は、次に定める範囲が明記されているものでなければならない。

(1) 給水栓まで直接給水するものにあつては給水栓まで

(2) 受水槽を設けるものにあつては受水槽の給水口まで

2 前項第2号の場合において、共用給水装置又は連合専用給水装置の申込みに当たっては、管理者は、受水槽以下の図面を添付させることができる。

(給水装置工事の事前協議)

第6条 条例第5条に規定する給水装置工事の申込みをしようとする者は、事前に給水の可否を管理者に確認しなければならない。

2 前項の確認をしようとする者は、給水装置工事協議書を管理者に提出しなければならない。

(開発等の事前協議)

第7条 条例第6条第1項に規定する協議をしようとする者は、開発給水協議書(様式第8号)を管理者に提出しなければならない。

2 前項の協議書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画(位置図、給水区域図、事業完成予想図、スケジュール等を説明する書類)

(2) 給水方法を説明する書類

(3) 費用負担方法を説明する書類

(4) 維持管理方法を説明する書類

(工事の施行に係る同意書)

第8条 条例第8条第1項の規定により管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人から同意書等の提出を求めることができる。

(工事費の予納)

第9条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事<sup>しゅん</sup>竣工後に精算する。

(工事予納金の特例)

第10条 前条第1項のただし書に規定する工事費の予納を必要としないものは、官公署、

学校、公立病院若しくは公営企業体等の工事又は事前に工事費を見積もることが困難な修繕工事とする。

(工事申込みの取消し)

第11条 管理者は、次の場合においては、工事申込者は、その申込みを取り消したものとみなす。

(1) 第9条に規定する工事費の概算額の予納通知書交付後30日以内に納付しないとき、又は指定期間内に必要書類を提出しないとき。

(2) 工事施行に際し、申込みの日から1年を経過しても着手できないとき。

2 給水装置工事の申込みをした者は、その設計の変更又は申込みを取り消すことができる。

3 前2項の取消しの場合、条例第29条の手数料の返還は、行わない。

(工事費)

第12条 条例第8条に規定する管理者が施行する給水装置工事の工事費は、材料費、運搬費、労力費、道路復旧費、工事監督費及び諸経費の合計額とする。

2 前項に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の算出方法)

第13条 前条第1項に規定する工事費の算出方法は、次のとおりとする。

(1) 材料費は、その工事に使用する諸材料の数量に管理者が別に定める材料単価を乗じて得た額とする。ただし、燃料、接合材料等は、管理者が別に定めた額とする。

(2) 運搬費は、特に必要と認めた資機材の運搬に要する費用とし、管理者が別に定めた額とする。

(3) 労力費は、配管工、土工等とし、管理者が別に定める工種別賃金に歩掛を乗じて得た額とする。

(4) 道路復旧費は、当該道路の道路管理者がこれを復旧するため要する費用を徴収する。ただし、その額は、当該道路の道路管理者の算出した額とする。

(5) 工事監督費は、材料費及び労力費の合計額の100分の5以内とする。

(6) 諸経費は、準備費、技術管理費、営繕損料、労務者輸送費、現場管理費、一般管理費、事務費その他管理者が必要と認めたものとし、材料費及び労力費の合計額に別に管理者が定める率を乗じて得た額とする。

(給水契約の申込み)

第14条 条例第12条に規定する水道を使用しようとする者の申込みは、給水装置使用開始届(様式第9号)を管理者に提出することにより行う。

2 給水装置の使用者を変更しようとする者の申込みは、給水装置使用者変更届(様式第10号)を管理者に提出することにより行う。

(蓼科白樺湖区域)

第14条の2 条例第12条第3項に規定する蓼科白樺湖区域は、茅野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成28年茅野市条例第35号)による改正前の茅野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和43年茅野市条例第14号)別表第1に規定する蓼科白樺湖上水道の区域とする。

(代理人の届出)

第15条 条例第13条の規定により代理人を置き、又は変更するときは、給水装置所有者代理人(変更)届を管理者に提出しなければならない。

(管理人の届出)

第16条 条例第14条の規定により管理人を選定し、又は変更するときは、給水装置管理人(変更)届を管理者に提出しなければならない。

(管理人の任務)

第17条 管理人は、次の事項を処理しなければならない。

- (1) 条例第12条の規定による申込み及び条例第17条の規定による届出
- (2) 条例第19条第1項の規定による善良な管理者の注意をもって給水装置を管理すること。
- (3) 当該給水装置使用者の水道料金及び修繕費の額を取りまとめ、定められた期日までに納入すること。
- (4) 当該給水装置の使用人員及び世帯数に異動があったときは、その都度報告すること。

(メーターの設置)

第18条 条例第15条第2項に規定する特に必要があると認めるときとは、連合専用給水装置の場合とする。

(メーターの費用)

第19条 条例第16条第1項の規定により貸与したメーターが使用不能等で取替えを要するときは、管理者の負担とする。ただし、同条第1項ただし書の規定により設置されたメーターが使用不能等で取替えを必要とするときは、水道の使用者(以下「使用者」という。)又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「使用者等」という。)の負担とする。

(メーターの設置場所)

第20条 メーターの設置場所に点検を妨害するような物件等を置き、又は工作してはならない。

(メーターの亡失等)

第21条 条例第16条第3項に規定するメーターを亡失し、又はき損した場合の届出は、メーター亡失・き損届(様式第11号)を管理者に提出することにより行う。

2 条例第16条第3項に規定する損害額は、メーターの減価償却分を控除した残存価格とする。

(届出)

第22条 条例第17条第1項に規定する届出は、それぞれ次の届出書を管理者に提出することにより行う。

- (1) 水道の使用を休止しようとするときは、給水装置使用休止届(様式第12号)
- (2) 消防演習に消火栓を使用しようとするときは、消火栓使用届(様式第13号)

2 条例第17条第2項に規定する届出は、それぞれ次の届出書を管理者に提出することにより行う。

- (1) 使用者の氏名又は住所に変更があったときは、給水装置使用者異動届(様式第14号)

- (2) 共用給水装置の使用世帯数に異動があったときは、共用給水装置使用世帯数届（様式第15号）
- (3) 給水装置の所有者に変更があったときは、給水装置所有者変更届（様式第16号）
- (4) 代理人又はその住所に変更があったときは、給水装置所有者代理人（変更）届
- (5) 管理人又はその住所に変更があったときは、給水装置管理人（変更）届
- (6) 消火栓を消防用として使用したときは、消火栓使用届  
（演習のための私設消火栓使用許可）

第23条 条例第18条第2項に規定する許可を受けようとする者は、私設消火栓使用許可申請書（様式第17号）を管理者に提出し、許可を受けなければならない。

（工事の費用負担）

第24条 条例第19条第2項ただし書に規定する管理者が必要と認めたときとは、公道内に埋設された給水装置の修繕工事とする。

（給水装置及び水質の検査）

第25条 条例第20条第2項に規定する特別の費用は、水質検査において飲用適否に関する検査以外の検査に要した費用とする。

第26条 削除

（断水のときの料金）

第27条 条例第22条に規定する基本料金は、算定期間内に断水がある場合は、断水日数が2日を超えないときはその月分の全額とし、2日を超えるときはその超えた日数に対する日割額とする。

（別に定める契約の料金）

第28条 条例第22条第2号ただし書に規定する料金は、次に定めるところによる。

- (1) 基本料金は、メーター口径が13ミリメートルの基本料金に世帯数を乗じて得た額とする。
- (2) 水量料金は、使用水量を世帯数で除して得た水量（整数）を各世帯が使用したものとしてメーター口径が13ミリメートルの料金区分により計算し、その額に世帯数を乗じて得た額とする。ただし、使用水量を世帯数で除したときに端数が生じた場合は、その端数と同じ数の世帯数については、それぞれ1立方メートルを加算した水量で計算するものとする。

（定例日）

第29条 条例第23条第1項に規定するあらかじめ管理者が定めた日（以下「定例日」という。）とは、別表のとおりとする。

（隔月点検）

第30条 条例第23条第2項に規定する管理者が必要と認めたときは、毎月の使用水量の見込みが1,000立方メートルを超えないときとする。

（メーターの点検）

第31条 メーターを点検したときは、使用水量を水道使用水量通知書に記入し、使用者に交付する。

（メーター点検の立会い）

第32条 使用者は、メーターの点検に立ち会うことができる。

2 使用者は、メーターの点検に立ち会わない理由をもって使用水量について異議の申立てをすることはできない。

(水量の認定)

第33条 条例第24条の規定により認定する使用水量は、前3回の使用水量の平均又は前年同期の使用水量とする。ただし、給水開始からメーターの点検が3回未満のときは前回の使用水量とし、前回分がない場合は1月につき20立方メートルとする。

(使用水量に対する端数)

第34条 メーターの使用水量に1立方メートル未満の端数水量があるときは、これを翌月分の使用水量に算入する。ただし、水道の使用を中止し、又は給水装置を撤去した場合は、この端数は切り捨てる。

(臨時給水の前納)

第35条 条例第27条第1項に規定する料金の前納額は、1日の使用予定水量に使用予定終了日までの日数を乗じて得た概算水量を基準とし、条例第22条に規定する方法で算出して得た額とする。また、条例第27条第1項に規定する管理者がその必要がないと認めたときとは、官公署、学校、公立病院、公営企業体等に対するものとする。

2 使用予定終了日前において料金が前納額を超えたときは、改めて使用予定水量料金を前納するものとする。

3 臨時給水の期間は、メーターの設置の日から6月間以内とする。

(料金の徴収及び期日)

第36条 条例第22条に規定する料金は、メーターの点検日が属する月分とし、その翌月の15日に調定を行い、その月末までに納入するものとする。ただし、12月については、25日までに納入するものとする。

2 前項に規定する納入日が休日の場合は、その翌日とする。

(料金算定に係る給水装置の撤去日)

第37条 条例第25条に規定する給水装置を撤去したときとは、当該給水装置からメーターを取り外したときとする。

(料金の随時徴収)

第38条 条例第28条第3項に規定する給水装置を撤去し、若しくは使用を休止し、又は中止した場合の料金の徴収は、当該給水装置の撤去日若しくは休止日又は中止日に行う当該給水装置に設置されたメーターの点検により得た使用水量により料金を算定し、直ちに徴収する。

2 前項のメーターの点検は、使用者又は使用者の代理人が立ち会うものとする。ただし、使用者の都合により使用者又はその代理人がメーターの点検に立ち会うことができない場合は、第33条の規定により得た使用水量をもって算定するものとし、当該届出のとき徴収する。

3 前2項に規定する料金の徴収は、使用者のやむを得ない理由により直ちに徴収できない場合は、納期限を定めた納入通知書の発行をもって代えることができる。

(督促)

第39条 管理者は、使用者等が条例第7条の工事費、条例第19条第2項の修繕費、条例第22条の料金又は条例第29条の手数料を指定期間内に納入しない場合は、納期限後30日以

内に督促状を発しなければならない。

(手数料の後納)

第40条 条例第29条ただし書に規定する特別の理由があると認めた申込者とは、官公署、学校、公立病院、公営企業体等とする。

(料金の軽減又は免除)

第41条 条例第30条の規定による料金の軽減又は免除に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(検査の実施)

第42条 条例第31条に規定する検査を行うため、水道係員は、関係者の同意を得て水道の使用者の家屋に立ち入ることができる。

2 前項の規定による検査は、日の出から日没までの間とする。

(身分証明書の携帯)

第43条 条例第28条第1項に規定する集金又は条例第31条に規定する検査に従事する職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(給水の停止)

第44条 条例第33条に規定する給水の停止に必要な事項は、管理者が別に定める。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第45条 条例第36条第2項の規定による簡易専用水道以外の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 管理は、次に掲げる管理基準に従って行うものとする。

ア 水槽の点検を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 管理の状況に関する検査は、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が、1年以内ごとに1回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味並びに残留塩素の有無に関して行うものとする。

(補則)

第46条 この規程の施行について必要な事項は、管理者が定める。

前 文（平成10年12月16日水道部告示第13号） 抄  
平成10年12月17日から施行する。

前 文（平成12年3月29日水道部告示第4号） 抄  
平成12年4月1日から施行する。

前 文（平成14年12月24日水道部告示第1号） 抄

平成15年4月1日から施行する。

前 文（平成25年3月29日公企告示第2号）抄  
平成25年4月1日から施行する。

前 文（平成29年3月30日公企告示第5号）抄  
平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日公企告示第4号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第29条関係）

(1) 条例第23条第1項に規定する毎月の定例日

20日又は30日
----------

(2) 条例第23条第2項に規定する隔月（奇数月）の定例日

地区	定例日	地区	定例日	地区	定例日
上原	28日	南大塩	19日	中村	23日
横内	22	下菅沢	20	山口	20
茅野町	20	福沢	18	松原	20
仲町	27	下古田	15	花蒔	20
塚原	21	塩之目	20	堀	20
本町	13	山寺団地	19	湖東新井	19
城山	18	グリーンヒルズ	20	金山	19
中沖	21	栗沢	11	東平	20
赤田	28	北久保	18	柏原	28
埴原田	17	上原山工業団地	30	湯川	27
鋳物師屋	16	サン・コーポラス信濃 金沢	20	芹ヶ沢	20
北大塩	27	上菅沢	20	中大塩	10
米沢台	14	白樺湖	30		

(3) 条例第23条第2項に規定する隔月（偶数月）の定例日

地区	定例日	地区	定例日	地区	定例日
高部	25日	塩沢	18日	上槻木	12日
宮川新井	24	上古田	17	小屋場	21
安国寺	17	御作田	13	中道	10
安国寺（小町屋）	18	上場沢	10	若葉台	21
中河原	23	山田	15	大沢	25
宮川茅野	29	中沢	14	青柳	25
美弥ヶ丘	21	田道	20	御狩野	24
西茅野	14	栗沢（観音平）	18	金沢上	28
坂室	21	神之原	17	金沢下	28
両久保	21	上北久保	13	大池	22
田沢	20	子之神	15	木舟	22

丸山	22	菊沢	15	金沢台	22
ひばりヶ丘	22	穴山	13	新金沢	27
みどりヶ丘	22	小泉	13	旭ヶ丘	25
西山	20	南小泉	6	須栗平	10
向ヶ丘	26	小堂見	6	笹原	10
長峰	23	緑	26	白井出	10
雇用促進住宅	22	大日影	26	糸萱	10
東向ヶ丘	26	下槻木	12	蓼科	30

(4) 条例第23条第3項に規定する年1回の定例日

蓼科	7月1日
白樺湖	9月1日

様式第1号(第4条関係)

水栓コード

給水装置工事申込書

私は、茅野市水道事業給水条例第5条第1項の規定により、下記のとおり給水装置の工事を申し込みます。なお、この工事に関する異議等が発生した場合は、全て私の責任において解決します。

(宛先) 茅野市長

年 月 日

工事の 申込者	住所 方書等			
	フリガナ 氏名	Ⓜ 電話 ( )		
給水装置の 所有者	住所 氏名	電話 ( )		
給水装置工事場所	茅野市			
給水装置工事の種別	1新設 2改造(口径変更 有 無) 3撤去 4その他( )			
給水装置の種別	1専用 2共用 3連合 4消火栓 5臨時 6その他( )			
主 用 途	1生活用 2営業用 3工業用 4その他( )			
給水装置の概要	1受水槽式給水 受水槽 _____ m <sup>3</sup>			
	2直結式給水	1地上式 2半地下式 3地下式 4高架水槽		
	メーター口径 _____ mm _____ 個 取出管管種 _____ 口径 _____ mm 配水管管種 _____ 口径 _____ mm 建物：地上 _____ 階 地下 _____ 階			
指定工事業者				
主任技術者			免状の交付番号	第 _____ 号
下水道接続の有無	有・無	工 期	年 月 ~ 年 月迄	

給水装置工事承認通知書

第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

申込者様

茅野市長

- 上記申込みについては
1. 申込みのとおり承認します。
  2. 下記理由により承認できません。
- 記

(理由) \_\_\_\_\_

以下水道課処理欄

上記のとおり通知したいがよろしいか。 /

課長	係長	審査	係	マタ作成	検針	手数料	第1工区	分担金	
				処理 /	/	/	/	/	

様式第2号(第4条関係)

給水装置工事協議書

私は、茅野市水道事業給水条例第5条第1項に規定する給水装置工事の申込みに当たり、給水の可否の確認を受けたいので協議します。なお、私は下記の者を代理人と定め、条例で定める給水装置工事の申込みに係る手続の全部を委任します。

(宛先) 茅野市長

年 月 日

申込者	住所 方書等		
	フリガナ 氏名	☑ 電話 ( )	
代理人	住所 氏名		
		☑ 電話 ( )	
給水装置工事場所	茅野市		
給水装置工事の種別	1新設 2改造(口径変更 有 無) 3撤去 4その他( )		
給水装置の種別	1専用 2共用 3連合 4消火栓 5臨時 6その他( )		
主 用 途	1生活用 2営業用 3工業用 4その他( )		
最大使用水量等 (生活用は記入不要)	1日最大使用水量 m <sup>3</sup>	1時間当最大使用水量 m <sup>3</sup>	使用時間 時から 時まで

給水方法及び指示事項

給水装置の概要	1 受水槽式給水 受水槽 _____ m <sup>3</sup>		
	2 直結式給水	1 地上式 2 半地下式 3 地下式 4 高架水槽	
	メーター口径 _____ mm _____ 個 取出管管種 _____ 口径 _____ mm		
	配水管管種 _____ 口径 _____ mm 建物：地上 _____ 階 地下 _____ 階		
分 担 金	_____ mm _____ 個 計 _____ 円(内消費税 _____ 円)		
給水のための問題点	無 有 (有の場合、以下の指示事項による。)		
指示事項			
申込書に添付を必要とする書類			☐
協議担当者			



様式第4号(第4条関係)

		水栓コード
給水装置工事位置図及び詳細図	工事申込者	
位置図		
詳細図	(配水管からの分岐箇所、元止水栓、メーター位置のオフセットを記入すること。)	

様式第5号(第4条関係)

		(表面)	水栓コード
給水装置工事平面図及び立面図		工事申込者	
平 面 図			

※作図色区分○給水装置の新設は赤の実線○既設の給水装置は赤の破線○給水装置以外は黒の実線

		(裏面)	水栓コード
立 面 図			

様式第6号(第4条関係)

水栓コード

給水装置所有者代理人(変更)届

私は、茅野市内に居住しないので、茅野市水道事業給水条例第13条の規定により、同条例に定める全ての事項を処理させるため、下記のとおり代理人を(定めた・変更した)ので届け出ます。

(宛先) 茅野市長

年 月 日

届出者住所 \_\_\_\_\_  
(給水装置所有者)

氏名 \_\_\_\_\_ 印

記

代理人住所 茅野市 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

勤務先 \_\_\_\_\_

(又は連絡先)

水栓コード

給 水 装 置 管 理 人 ( 変 更 ) 届

私は、茅野市水道事業給水条例第14条の規定により、水道の使用に関する事項を処理させるため、下記のとおり管理人を定めた(変更した)ので届け出ます。(なお、前管理人の一切の権利及び義務は、新管理人が承継します。)

(宛先) 茅 野 市 長

年 月 日

(届出者)

( 住 所 )

( 氏 名 )

_____	_____ (印)

記

管 理 人 住 所 \_\_\_\_\_  
( 新 管 理 人 )  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

開 発 給 水 協 議 書

私は、茅野市水道事業の給水区域内において宅地造成等をしたいので、その給水方法等について茅野市水道事業給水条例第6条第1項の規定により、関係図書を添えて協議します。なお、私は下記の者を代理人と定め、この協議に係る手続を委任します。

(宛先) 茅 野 市 長

年 月 日

申 込 者	住 所 方 書 等			
	フリガナ 氏 名	Ⓜ 電話 ( )		
代 理 人	住 所 氏 名			
		電話 ( )		
計画区域の代表住所	茅野市			
主 用 途	1生活用 2営業用 3工業用 4その他( )			
最大使用水量等 (生活用は記入不要)	1日最大使用水量 m <sup>3</sup>	1時間当最大使用水量 m <sup>3</sup>	使用時間 時から 時まで	
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画(位置図、給水区域図、事業完成予想図、スケジュール等を説明する書類)</li> <li>・給水方法を説明する書類</li> <li>・費用負担方法を説明する書類</li> <li>・維持管理方法を説明する書類</li> </ul>			

開 発 給 水 同 意 通 知 書

第 号  
年 月 日

申 込 者 様

茅野市長

- 上記申込みについては
1. 協議書のとおり同意します。
  2. 下記条件を付して同意します。
  3. 下記理由により同意できません。
- 記

(条件、理由) \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

以下水道課処理欄

上記のとおり通知したいがよろしいか。

	課長	係長	審査	係
決裁				



様式第9号（第14条関係）

### 給水装置使用開始届

私は、下記給水装置の使用の開始をしたいので、茅野市水道事業給水条例第12条第1項の規定により届け出ます。

なお、給水装置の使用に当たっては同条例を遵守します。

（宛先）茅野市長

お客様番号	検針順路	受付	電話・窓口・文書・現場	年	月	日	
			第 号				
申請人	氏名	本人・家主・不動産		電話	—	—	
使用者	フリガナ			電話	— —		
	氏名				1. 自宅 2. 勤務先 3. 家主 4. 不動産		
設置住所	住所						
送付先	住所	〒□□□-□□□□					
	氏名		電話	—	—		
納入方法	1. 直送 2. 口座						
勤務先 又は連絡先	フリガナ			電話	— —		
	氏名						
	住所						

休止・開栓担当 備考欄								
メータ情報	実口径	メータ番号	私/局	隔M確認	取付年月日	検満年月	副メータ	<位置図> N 
	m/m			本M確認				
設備情報	行政区	検針グループ	検針形態	大口区分	受水槽	計算口径	m/m	
	上水道				下水道			
	用途	水系		用途	分区			
	調整使用量	調整金額		調整使用量	調整金額			
	調整	m <sup>3</sup>	調整 固定	円	調整	m <sup>3</sup>	調整 固定	円
開閉栓情報	申込み区分			閉栓事由		閉栓年月日		
開栓日			時間指定	前回検針日	前回指針	確認	開栓時指針	
年 月 日			午前・午後				m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>

備考
----

端末入力	開閉処理	パイロット	手数料	受付
		時 分	／	／
		Check	No. 納期	／

### 給 水 装 置 使 用 者 変 更 届

私は、下記給水装置の使用者になりましたので、茅野市水道事業給水条例施行規程第 14 条第 2 項の規定により届け出ます。

なお、前使用者の一切の権利及び義務を承継します。

(宛先) 茅野市長

お客様番号	検針順路	受 付	電話・窓口・文書・現場 第 号	年 月 日
届 出 人	氏名			続柄
	住所			電話
新 使 用 者	フリガナ			1. 自宅 2. 勤務先 3. 他 ( ) - -
	氏名	印		
	住所	〒□□□-□□□□		その他(連絡先)
送 付 先	住所	〒□□□-□□□□		口座振替 1. 継続 2. 変更 3. 現金
変 更 事 由		① 相続の場合 ・旧使用者の死亡年月日： 年 月 日 ・旧使用者との続柄： ② 建物の売買又は譲渡 ③ 建物の賃借 ④ その他		

現 使 用 者	氏名		電話				
現 所 有 者	氏名		電話				
現 設 置 住 所	住所						
送 付 先	住所	〒					
	氏名		電話				
茅野市上水道設置情報	口径	用途	水系	検針形態	検針グループ	大口区分	受水槽
	m/n						
公共下水道設置情報	口径	用途	分区				
	m/n						

備考

課長	係長	入力確認	端末入力	受付
		/	/	/

様式第 11 号(第 21 条関係)

水栓コード

メーター亡失・き損届

私は、下記給水装置に使用している市の水道メーターを(亡失・き損)したので届け出ます。なお、市に与えた損害額は、茅野市水道事業給水条例第 16 条第 3 項の規定により弁償します。

(宛先) 茅野市長

年 月 日

届出者	住 所	
	方 書 等	
	フリガナ	
	氏 名	Ⓜ 電話 ( )
	勤 務 先 又は連絡先	電話 ( )
亡失又は き損理由		
亡失又はき損日	年 月 日	
給水装置 設置場所		

水道課処理欄

使用区分	料金区分	用途	使用者番号	行政区
納入区分	金融機関	区分	料金データ	
メーター口径	メーター番号	位置	備考	
検針基準月・日	前回検針日	前回指針	今回指針	

処 理	端末入力	新メーター取付	課長	係長	請求手続	受付
	/	/			/	/

### 給 水 装 置 使 用 休 止 届

私は、下記給水装置の使用の休止をしたいので、茅野市水道事業給水条例第 17 条第 1 項第 1 号の規定により届け出ます。

(宛先) 茅野市長

お客様番号	検針順路	受付	電話・窓口・文書・現場	
			第 号	年 月 日
申請人	氏名	本人・家主・不動産		電話
使用者	フリガナ			電話
	氏名			
設置住所	住所			
送付先	住所	〒□□□-□□□□		
	氏名		電話	- -
精算分支払方法	1. 直送 2. 口座 3. 現地精算		現地精算日時	月 日 AM・PM 時

休止・開栓担当 備考欄											
メータ情報	実口径	メータ番号	私/局	隔M確認	取付年月日	検満年月	副メータ	<位置図> N 			
	m/m			本M確認							
設備情報	行政区	検針グループ	検針形態	大口区分	受水槽	計算口径					
	上水道			下水道							
	用途	水系		用途	分区						
	調整使用量	調整金額		調整使用量	調整金額						
	調整 m <sup>3</sup>	調整 固定 円		調整 m <sup>3</sup>	調整 固定 円						
開閉栓情報	開閉栓区分	開栓事由	開栓年月日	納入方法							
	閉栓日	時間指定	前回検針日	前回指針	確認	今回指針					
	年 月 日				m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>				

精算分使用料金	年月分	調定	茅野市上水道	公共下水道	合計金額
					円
					円
	他 件				円

備考

端末入力	開閉処理	パイロット	受付
		時 分	/
		Check	

様式第 13 号(第 22 条関係)

消 火 栓 使 用 届

私は、下記により消火栓を使用したい(した)ので、茅野市水道事業給水条例第 17 条第 1 項第 2 号(茅野市水道事業給水条例第 17 条第 2 項第 5 号)の規定により届け出ます。

(宛先) 茅 野 市 長

年 月 日

届 出 者	住 所
	方 書 等
	フリガナ
	氏 名 ㊟ 電話 ( )
	勤 務 先 又は連絡先 電話 ( )
使用目的	消防演習 消防用 内容 ( )
使用日時	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで
使用消火栓位置図	

水道課使用欄

処 理	課 長	上水道整 備係長	給水維持 係長	係

様式第 14 号(第 22 条関係)

水栓コード

給 水 装 置 使 用 者 異 動 届

給水装置使用者の氏名、住所等に変更があったので、茅野市水道事業給水条例第 17 条第 2 項第 1 号の規定により変更後の氏名、住所等を下記のとおり届け出ます。

(宛先) 茅 野 市 長

年 月 日

使 用 者 ( 変 更 後 )	住 所 又は送付先
	方 書 等
	フリガナ
	氏 名 電話 ( )
	勤 務 先 又は連絡先 電話 ( )
代 理 人	住 所
	氏 名 ⑨ 電話 ( )
変更年月日	年 月 日
給水装置 設置場所	

水道課処理欄

使用区分	料金区分	用途	使用者番号	行政区
納入区分	金融機関		区分	料金データ
メーター口径	メーター番号	位置	備考	
検針基準月・日		前回検針日	前回指針	今回指針

処 理	請求手続	受付
	/	/

様式第 15 号(第 22 条関係)

水栓コード

共 用 給 水 装 置 使 用 世 帯 数 届

私が管理人をしている共用給水装置の使用世帯数に異動があったので、茅野市水道事業給水条例第 17 条第 2 項第 2 号の規定により下記のとおり届け出ます。

(宛先) 茅 野 市 長

年 月 日

届 出 者 (管理 人)	住 所
	方 書 等
	フリガナ
	氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>
連 絡 先	電 話 ( )
異 動 後 世 帯 数	世 帯
異 動 年 月 日	年 月 日
給 水 装 置 設 置 場 所	

水道課処理欄

	端末入力	課長	係長	受付
処 理	/			/

### 給 水 装 置 所 有 者 変 更 届

私は、下記給水装置の所有者になりましたので、茅野市水道事業給水条例第 17 条第 2 項第 3 号の規定により届け出ます。

なお、前所有者の一切の権利及び義務を承継します。

(宛先) 茅野市長

お客様番号	検針順路	受 付	電話・窓口・文書・現場 第 号	年 月 日
届 出 人	氏名			続柄
	住所			電話
新 所 有 者	フリガナ			1. 自宅 2. 勤務先 3. 他 ( ) - -
	氏名	印		
	住所	〒□□□-□□□□		その他 (連絡先)
送 付 先	住所	〒□□□-□□□□		口座振替 1. 継続 2. 変更 3. 現金
変 更 事 由		① 相続の場合 ・旧所有者の死亡年月日： 年 月 日 ・旧所有者との続柄： ② 建物の売買又は譲渡 ※売買契約書の写し又は不動産登記簿謄本の写しを添付してください ③ その他 (具体的にご記入ください)		

現 使 用 者	氏名		電話					
現 所 有 者	氏名		電話					
現 設 置 住 所	住所							
送 付 先	住所	〒		電話				
	氏名							
茅野市上水道設置情報		口径 m/φ	用途	水系	検針形態	検針グループ	大口区分	受水槽
公共下水道設置情報		口径 m/φ	用途	分区				

備考

課長	係長	入力確認	端末入力	受付
		/	/	/

様式第 17 号(第 23 条関係)

私 設 消 火 栓 使 用 許 可 申 請 書

私は、私設消火栓を消防演習のために使用したいので、茅野市水道事業給水条例第 18 条第 2 項の規定により下記のとおり申請します。

(宛先) 茅 野 市 長

年 月 日

申 請 者 (責任者)	住 所	
	方 書 等	
	フリガナ	電話 ( )
	氏 名	Ⓜ
使用日時	平成 年 月 日 時 分から 時 分まで	
使用基数	基	
使用消火栓位置図及び配置図	別添のとおり	

私 設 消 火 栓 使 用 許 可 書

第 号  
年 月 日

申 請 者 様

茅野市長

上記申請については、下記のとおり許可します。

記

1 .....

立 会 職 員 名	
-----------	--

水道課処理欄

上記のとおり許可したいがよろしいか。 /

	課 長	係 長	係		手 数 料	
決 裁				処 理	/	

様式第1号 (第4条関係)  
様式第2号 (第4条関係)  
様式第3号 (第4条関係)  
様式第4号 (第4条関係)  
様式第5号 (第4条関係)  
様式第6号 (第4条関係)  
様式第7号 (第4条関係)  
様式第8号 (第7条関係)  
様式第9号 (第14条関係)  
様式第10号 (第14条関係)  
様式第11号 (第21条関係)  
様式第12号 (第22条関係)  
様式第13号 (第22条関係)  
様式第14号 (第22条関係)  
様式第15号 (第22条関係)  
様式第16号 (第22条関係)  
様式第17号 (第23条関係)